

税関行政の主要施策の現状

第1. 税関分野における規制改革の概要

我が国の構造改革の一環として、国内外から規制改革が求められており、関税局・税関としては「規制緩和推進計画」（平成7年度～平成9年度）及び「規制緩和推進3か年計画」（平成10年度～平成12年度）において積極的に推進・着実な実施を行なっている。

平成13年3月には「規制改革推進3か年計画」が策定され、中長期的な改革課題と改革の基本的な方向性を示すとともに、これまでの行政改革推進本部規制改革委員会の見解、「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成12年12月1日閣議決定）、「e Japan 重点計画」（平成13年3月29日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、内外からの意見・要望等により明らかにされた規制改革関連事項を、平成13年度から平成15年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定され、その着実な実施を図ることとされた。

同計画には、税関関連事項として、輸出入及び港湾諸手続の電子化・ワンストップサービス化、

執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止等の6項目が掲上された。これらについては、平成13年度内に5項目について措置がなされた。

[参考1参照]。

更に、平成14年3月に計画改定が行われ、税関分野では輸出入及び港湾諸手続の電子化・ワンストップサービス（シングルウィンドウ化）に向けたシステム構築が追加掲上され、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始することとされている [参考2参照]。

その他、本計画には、資格制度関係の必置資格（一定の事業場等において、当該資格者を管理監督者等として配置することが義務付けられているもの）について、各府省においてその在り方を見直し、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）に基づく見直しの検討状況を速やかに公表することが盛り込まれた。税関分野では、通関士制度について検討を行い、検討状況を平成13年4月に公表した。

さらに、「規制の設定又は改廃に係る意見提出（パブリック・コメント）手続」（平成11年3月23日閣議決定）についても、税関分野では、簡易申告制度の策定及び輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ・システムの開発においてパブリック・コメント手続を実施しており、透明性の向上、公正の確保にも努めている。

[参考 1]

個別措置事項：関税局・税関関連（当初計画時掲上項目）「規制改革推進3カ年計画（改定）」より抜粋
横断的措置事項

1 IT 関係

(3) 個別事項

工 社会・行政の情報化の推進

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
22行政の情報化（財務省，法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省）	b 申請・届出等手続の電子化 (e) ワンストップサービスの推進 iii) 輸出入・港湾諸手続について，平成13年度中に，関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際，統計情報を含め，現行の提出書類を徹底的に見直し，標準化を実施するとともに，他府省と重複するもの，また単なる参考資料として提出を求められているものについては，一本化あるいは廃止を検討する。また，申請手続フォーマットの集約化を検討する。	計画・IT工	検討・調整（検討体制整備済）	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始
	さらに，通関情報処理システム（NACCS）と港湾 EDI システムについては平成13年度中を目途に接続，NACCS と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）については，平成14年度までを目途に，また，NACCS，港湾 EDI システムと乗員上陸許可支援システム（仮称）についても，平成14年度までを目途に，それぞれ連携する。		一部措置済	措置	
	なお，平成15年度までの実現を予定している輸出手続の電子化の一環として，民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。		15年度までに検討・結論		

別添 1 基準認証等に係る個別措置事項

2 その他（検査周期の延長，基準の緩和・簡素化・統一化・整合化等）

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
24輸出入及び港湾諸手続の電子化，ワンストップサービス化（財務省，法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省） 〈上記 IT 工22 b (e) iii) の再掲	輸出入・港湾諸手続について，平成13年度中に，関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際，統計情報を含め，現行の提出書類を徹底的に見直し，標準化を実施するとともに，他府省と重複するもの，また単なる参考資料として提出を求められているものについては，一本化あるいは廃止を検討する。また，申請手続フォーマットの集約化を検討する。	計画・基準 2	検討・調整（検討体制整備済）	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始
	さらに，通関情報処理システム（NACCS）と港湾 EDI システムについては平成13年度中を目途に接続，NACCS と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）については，平成14年度までを目途に，また，NACCS，港湾 EDI システムと乗員上陸許可支援システム（仮称）についても，平成14年度までを目途に，それぞれ連携する。		一部措置済	措置	
	なお，平成15年度までの実現を予定している輸出手続の電子化の一環として，民間の収納インフラの利活用や各種輸出手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。		15年度までに検討・結論		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
25執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行(財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	計画・基準2	措置済(4月施行)		
26執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止(財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成13年政令第153号)】	計画・基準2	措置済(4月施行)		
27執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止(財務省)	税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。 【関税定率法等の一部を改正する法律(平成13年法律第21号)】	計画・基準2	措置済(4月施行)		
28航空輸出貨物における予備審査制の導入(財務省)	航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。 【平成13年関税局長通達】	計画・基準2	措置済(4月施行)		
29仕入書に代わる書類としての提出を認める社内帳票等の取扱い(財務省)	輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。 【平成13年関税局長通達】	計画・基準2	措置済(4月施行)		

[参考2]

個別措置事項：関税局・税関関連(2002年度新規掲上項目)「規制改革推進3カ年計画(改定)」より抜粋

13年度重点計画事項

13 運輸

(6) 輸出入・港湾関係手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進

【平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始】

港湾における輸出入手続等については、我が国港湾の競争力強化、物流の効率化等の観点から、電子的な申請・処理を原則とし、そのワンストップ化が極めて重要である。

必要なことは、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムとなっていることである。このため、既往の部分システムの改善にも努めつつ、平成15年度のできるだけ早い時期に、上記の要請を満たしたシステムの運用開始ができるよう、関係省庁で合意した基本方針(グランドデザイン)に基づき、関係省庁が協力して、検討・調整を進める。

横断的措置事項

1 IT関係

(3) 個別事項

エ 社会・行政の情報化の推進

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
22行政の情報化(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) <下記運輸オの再掲>	b 申請・届出等手続の電子化 (e) ワンストップサービスの推進 ii) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善に努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。	重点・運輸(6)	検討・調整	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始

分野別措置事項

11 運輸関係

オ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
輸出入・港湾関連手続 (財務省, 法務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省)	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について, 既往の部分システムの改善に努めつつ, 利用者にとって使いやすく, 運用に当たってコストが低く, 国際標準にも配慮し, 手続面で簡素なシステムを構築するために, 関係省庁が協力して, 検討・調整を進め, 平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。	重点・運輸(6)	検討・調整	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始

別添 1 基準認証等に係る個別措置事項

2 その他(検査周期の延長, 基準の緩和・簡素化・統一化・整合化等)

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
23輸出入及び港湾関連手続 (財務省, 法務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省) <上記運輸オの再掲>	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について, 既往の部分システムの改善に努めつつ, 利用者にとって使いやすく, 運用に当たってコストが低く, 国際標準にも配慮し, 手続面で簡素なシステムを構築するために, 関係省庁が協力して, 検討・調整を進め, 平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。	重点・運輸(6)	検討・調整	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始

第2. 監視取締体制の現状

1. 取締対象の現状

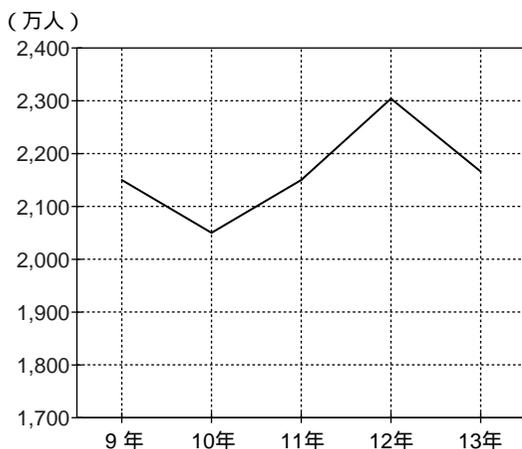
(1) 入国者数

我が国への入国者はこれまで年々増加し、平成12年には約2,305万人と前年を約7%上回ったが、平成13年には約2,167万人と前年の約6%の減少となった。

これは、同年9月の米国における同時多発テロの影響によるものと思われる。

これら入国者の大半が空港を利用しており、空港別の利用状況は成田空港が全体の入国者数の約51%、関西空港が2位で約25%、次いで名古屋、福岡、羽田空港の順番になっている。

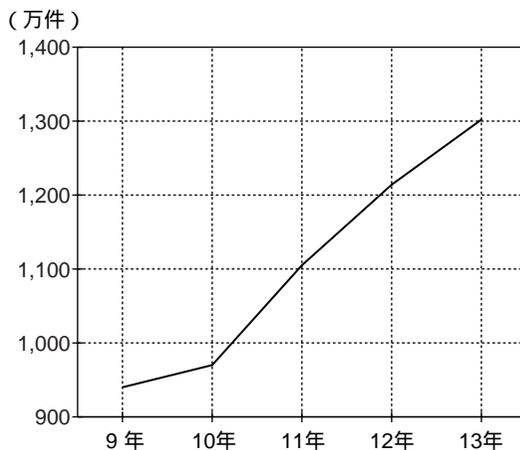
図1 入国者数の推移 (平成9年～平成13年)



(2) 商業貨物

一般商業貨物の輸入件数は近年着実に増加しており、輸入許可・承認件数で見ると平成13年は約1,302万件と前年に比べ約7%の増となっている。

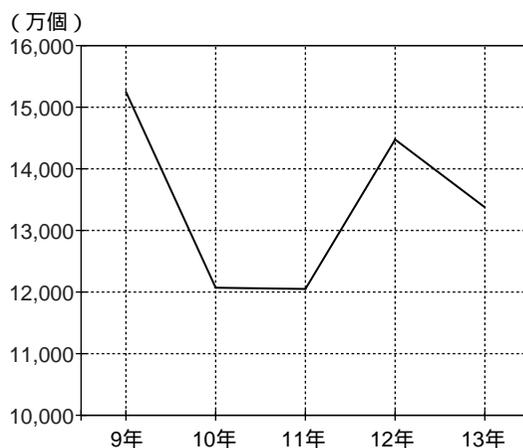
図2 輸入許可・承認件数の推移
(平成9年～平成13年)



(3) 郵便物

郵便物の輸入検査呈示個数は平成10年から減少傾向にあり、平成12年には一旦増加に転じたものの、平成13年には約13,375万個と前年に比べ約7.6%減となり、再び減少した。

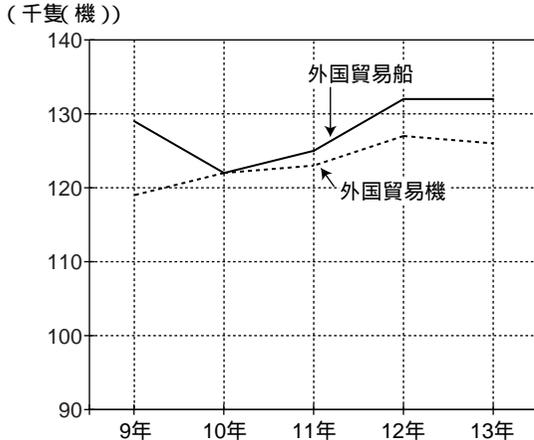
図3 郵便物の輸入検査呈示個数の推移
(平成9年～平成13年)



(4) 船舶・航空機

外国貿易船(機)の入港隻(機)数は、近年増加傾向にあったが、平成13年の入港隻(機)数は、外国貿易船が約13万2千隻(前年比±0%)、外国貿易機が約12万6千機(前年比1%減)と、ほぼ横ばいとなっている。

図4 外国貿易船（機）の入港隻（機）数の推移
（平成9年～平成13年）



2. 密輸取締りの概要

近年、青少年層の覚せい剤乱用などの不正薬物の末端乱用が拡大（第3次覚せい剤乱用期の到来）し、一般市民を巻き込んだけん銃犯罪が発生するなど、不正薬物・銃器問題が深刻化している。これら不正薬物やけん銃のほとんどは、海外から不正に持ち込まれたものであることから、関税局・税関では、人や物の国際的な流れが増加する中、限られた資源で効果的・効率的な密輸取締りを行うため、次のような施策を実施している。

(1) 体制の整備

監視監理官の設置

平成10年7月、東京税関に監視監理官を設置し、取締体制の手薄な地域における取締りの実施及び新たな密輸ルートへの適切な対応等、水際取締体制の強化に努めている。

密輸情報専門官及び調査官の設置

平成8年7月、関税局に密輸情報専門官、全国9税関に密輸情報調査官を設置し、国内関係取締機関や外国税関等からの密輸関連情報を一元的に管理・分析することにより、より確度の高い情報の構築に努めている。

検査専担部門の設置等

平成8年7月、全国の主要税関官署に「検査専担部門」を設置するとともに、従来の「検査専担班」を拡充することにより、年々増加の一途を辿る一般商業貨物について、効果的・重点的な輸出入通関検査を実施している。

関係取締機関との連携強化

警察や海上保安庁（本部）などの関係取締機関

との合同による取締り（コントロールド・デリバリーや合同船内検査などの実施）や情報交換を積極的に実施するなど、関係取締機関との連携の強化に努めている。

また、覚せい剤などの不正薬物の取締りに関しては、内閣総理大臣が本部長、各関係大臣がメンバーとなっている「薬物乱用対策推進本部」が設置され、さらに、けん銃などの銃器の取締りに関しては、内閣官房長官を本部長とし、各関係省庁の局長をメンバーとする「銃器対策推進本部」が設置されており、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

なお、平成10年5月、「薬物乱用対策推進本部」は、薬物乱用対策の中長期的な戦略が必要との認識のもと、第3次覚せい剤乱用期の早期終息に向けた対策と、世界的な薬物乱用問題の解決に我が国も積極的に貢献することを基本目標とした「薬物乱用防止5か年戦略」を決定した。

(2) 取締機器の増強

監視カメラシステムの導入

夜間でも監視可能な固定式監視カメラシステムを全国の主要港の各埠頭内に設置し、船舶及び乗組員等の動静をモニタリングするとともに、固定式監視カメラシステムが設置されていない埠頭や地方港においては、移動式監視カメラシステムを導入し、船舶等の取締りの強化に努めている。

麻薬探知犬の積極的活用

人間の数万倍の嗅覚により不正薬物の取締りに非常に効果的な麻薬探知犬（アグレッシブドッグ）については、昭和54年6月の導入以来、配備頭数を順次増やす（配備官署の拡大を含む）とともに、平成5年8月には、航空旅客の身辺やハンドキャリアによる密輸入の増加に対処するため、旅具検査場内において使用する麻薬探知犬（パッシブドッグ）を新たに導入し、不正薬物の取締りに積極的に活用している。

(3) 密輸関連情報の収集・分析の強化

国際密輸情報の収集強化等

関税局・税関では、海外からの密輸情報収集の強化を図るため、税関に国際情報を専担する部門を設置し、銃器や不正薬物などの密輸の可能性が高い地域に職員を派遣するとともに、WCO（世界税関機構）及びアジア・大洋州 RILO（注）を中心とする国際情報交換ネットワーク等を通じて、外国税関当局等と情報交換を行っている。

また、このような国際情報交換を円滑化するた

めに、平成9年6月に日米両国間で税関相互支援協定を締結するとともに、平成10年3月、外国税関当局との情報交換の明確化等を関税法に規定したところである。

(注) アジア・大洋州 RILO (Regional Intelligence Liaison Office) とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために、昭和62年に香港に設置された地域情報連絡事務所のことであり、現在26カ国・地域がメンバーとなっている。なお、当該 RILO は、平成11年1月に日本へ移転された。

関係業界からの情報収集の強化

関税局では、関係業界からの情報収集の強化を図るため、平成4年6月以降、6団体（(社)日本船主協会、定期航空協会、(社)航空貨物運送協会、(社)日本通関業連合会、外国船舶協会、(社)大日本水産会）との間で、順次、「密輸入に関する情報の提供等」を趣旨とした覚書（MOU）を締結している。関税局・税関ではこの覚書の趣旨を踏まえ、各関係団体の加盟会社との間において、不正薬物等密輸防止のための通報体制の整備等に努めている。

一般市民からの密輸関連情報の収集強化

関税局・税関では、街頭キャンペーンの実施など一般市民や地域社会に対する各種広報活動を通じ、税関行政に対する理解、情報収集についての協力を得よう努めている。特に、平成8年2月、これまで各税関で電話番号が異なっていた密輸ダイヤルを全国共通の電話番号（「全国统一密輸ダイヤル」0120 461 961）とし、同番号を積極的に広報することにより、一般市民からの情報収集強化に努めている。

電算システムの活用

輸入通関実績、船舶入出港実績等に関する情報を蓄積し、整理、保管することが可能な通関情報総合判定システム（CIS:Customs Intelligence Database System）を全国の税関官署に配備することにより、情報の分析・加工・管理体制を整備、強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを行っている。

(4) 取締手法の多様化

コントロールド・デリバリー

けん銃や不正薬物などの密輸事件の主犯検挙を目的とし、関連法令の改正等により実施可能となった「コントロールド・デリバリー」を関係取締機関との協力の下、積極的に活用している。

(注) 「コントロールド・デリバリー」とは、税関等取締当局が不正薬物等を発見した場合に、直ちに検挙することなく、その監視下で引き続きその不正薬物等を運搬させて取引を完結させ、荷受人等を突き止めて検挙する捜査技法をいう。

なお、不正薬物等を抜き取り、あるいは代替物とすり替えて行うものは、特にクリーン・コントロールド・デリバリーと呼ばれている。短期集中取締りの実施

「薬物乱用事犯取締強化月間」や「銃器取締特別期間」のような月単位の取締強化期間を設定するほか、より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し、一層効果的な取締りに努めている。

3. 最近の密輸入動向（社会悪事犯 / 表1参照）

(1) 社会悪物品事犯

不正薬物については、平成13年における密輸入摘発件数が416件、密輸入押収量が約1トン（ほか向精神薬・MDMAが20万8千錠）となっており、3年連続でトン単位の大量押収が続いている。銃砲については、平成13年における密輸入摘発件数が2件、密輸入押収量が21丁となっているほか、けん銃部品2件12点を摘発している。

密輸入事犯の主な特徴としては、

コンテナ貨物等商業貨物を利用した大口事犯の続発

商業貨物を利用した偽装隠匿工作が益々巧妙化

大麻（特に大麻草）、MDMAの押収量が過去最高を記録

ロシアの軍用けん銃であるマカロフ型けん銃の密輸事犯を初めて摘発

等が挙げられる。

（主な社会悪物品別の動向等）

最近の主な社会悪物品毎の密輸入動向等については、以下のとおりである。

(1) 覚せい剤

現在、我が国で最も乱用されている不正薬物は覚せい剤であり、第三次覚せい剤乱用期と言われる状況下、平成13年においては摘発件数が42件、押収量が202kgとなっている。

摘発実績を仕出地別でみると、押収量では、中国（188kg）が全体の92.9%を占めており、件数ではフィリピン（19件）及び中国（14件）で全

表1 主な社会悪物品の摘発状況（過去5年間）

種 類	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	前年比
覚せい剤	件	23	37	39	57	42	73.7%
	kg	64	544	1,450	886	202	22.8%
大 麻	件	169	266	255	303	214	70.6%
	kg	220	281	723	485	797	164.2%
ヘロイン	件	12	18	13	14	11	78.6%
	kg	3	4	1	6	5	83.9%
コカイン	件	7	19	10	12	7	58.3%
	kg	23	16	4	7	18	266.1%
あへん	件	11	11	8	5	2	40.0%
	kg	12	18	7	5	8	152.9%
MDMA	件	2	11	26	36	44	122.2%
	千錠	0	11	18	85	118	138.7%
向精神薬	件	123	230	167	89	96	107.9%
	千錠	110	136	141	62	90	145.2%
合 計	件	347	592	518	516	416	80.6%
	kg	321	863	2,186	1,389	1,030	74.1%
	千錠	110	147	159	147	208	141.4%
銃 砲	件	19	13	13	9	2	22.2%
	丁	61	20	40	123	21	17.1%
銃砲部品	件	4	4	2	0	2	全増
	点	12	9	2	0	12	全増

- (注) 1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
 2. 覚せい剤は、覚せい剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
 3. MDMA は、MDMA 及び MDA の合計数量を示す。
 4. 向精神薬の平成13年分には、輸出1件2,031錠を含む。

体の78.5%を占めている。

また、密輸形態別でみると、押収量では商業貨物（173kg）、航空機旅客等（16kg）を利用したものが92.9%を占めており、摘発件数では国際郵便（21件）によるものが半数を占めている。

密輸手口は、覚せい剤を水に溶かして床用ワックスのプラスチック製容器内に隠匿したり、浄水器用フィルターのろ過材に活性炭と混合して隠匿する等、益々巧妙化する傾向にある。

（事例）

【床用ワックスのプラスチック製容器内に水に溶かして隠匿された覚せい剤を摘発】

5月、横浜税関（本牧埠頭出張所）は中国・広州から横浜港へ陸揚げされた海上コンテナ貨物（床用ワックス96本）の輸入検査において、床用ワックスのプラスチック製容器内に隠匿された覚せい剤水溶液を発見し、さらに同様の貨物（床用

ワックス96本）が横浜港へ到着していることが判明し、合わせて覚せい剤水溶液約240リットル（覚せい剤約144kg相当）を摘発。

【浄水器用フィルターのろ過材に活性炭と混合して隠匿された覚せい剤を摘発】

5月、東京税関（成田航空貨物出張所）は、中国・香港から成田空港へ到着した航空小口急送貨物（浄水器用フィルター34本）の輸入検査において、浄水器用フィルターのろ過材収納部分に、活性炭と混合して隠匿されていた黒色の覚せい剤約12kgを摘発。また、6月にも中国・広州からの航空貨物から、同様の手口によって隠匿されていた黒色の覚せい剤約18kgを摘発。

【歯磨きチューブの中等に隠匿された覚せい剤を摘発】

3月、東京税関（成田税関支署）は、中国・上海から成田空港に到着した台湾国籍男性旅客の携

帯品検査において、歯磨きチューブ、シャンプー容器及びジュースパック内に分散隠匿されていた覚せい剤約1.5kgを摘発。

(四) 大麻

大麻は、世界的に最も乱用されている不正薬物であり、他の不正薬物と比較しても、件数、押収量ともに多く、覚せい剤とともに我が国に密輸入される主な薬物の一つである。

大麻の平成13年における密輸入の摘発は、件数が214件（対前年比70.6%）、押収量が797kg（対前年比164.2%）であり、100kgを超える事犯が2件摘発され、史上最高量を記録する大量押収となった。

これらの摘発実績を仕出地別にみると、押収量ではフィリピン等の東南アジアルート、南アフリカ及びナイジェリアの南アフリカルート並びにオランダを中心としたヨーロッパルートとなっているが、平成13年においてはロシア極東地区ルートが相次ぐなど、密輸ルートが益々多様化する傾向にある。一方、件数で見ると、主な仕出地はタイ（41件）に続いて米国（35件）、オランダ（23件）となっており、これらの国で全体の半数を占めている。

密輸形態別にみると、押収量では商業貨物（657kg）及び航空機旅客（22kg）を利用したものが全体の92.7%を占めており、平成13年は特に商業貨物を利用した密輸入の押収量が前年の約7倍となった。件数では航空機旅客（108件）及び国際郵便（84件）を利用したものが全体の9割を占めている。

（事例）

【缶ビール内に隠匿された大麻草を摘発】

2月、横浜税関（山下埠頭出張所）は、フィリピン・マニラから東京港に陸揚げされた海上コンテナ貨物である米国製缶ビールの輸入検査において、缶ビール内（103ケース）に隠匿されていた大麻草約394kgを摘発。

【段ボールの側面を二重工作して隠匿された大麻草を摘発】

5月、大阪税関（関西空港税関支署）は、ナイジェリアから関西空港に到着した航空小口急送貨物（段ボール箱入り乾燥魚）の輸入検査において、段ボールの側面を二重工作し、その内部に隠匿されていた大麻草約3kgを摘発。

【コーヒーに偽装工作した大麻草を摘発】

7月、東京税関（成田税関支署）は、ブラジル・

サンパウロから成田空港に到着したブラジル国籍女性旅客の携帯品検査において、土産品のコーヒーに偽装工作していた大麻草約22kgを摘発。

(五) ヘロイン

ヘロインは、タイ、ラオス、ミャンマーを結ぶ「ゴールデン・トライアングル」（黄金の三角地帯）及びアフガニスタン、パキスタン、イランを結ぶ「ゴールデン・クレセント」（黄金の三日月地帯）が主な生産地と言われているが、我が国への密輸ルートはゴールデン・トライアングル周辺国からのものが中心となっており、最近5年間の仕出地別摘発実績を見ると押収量の約8割がタイ、中国からのものとなっている。

平成13年における摘発実績は、件数が11件（対前年比78.6%）、押収量が約5kg（対前年比83.9%）であった。

これらを仕出地別で見ると、タイ（6件、2.2kg）及び中国（1件、1kg）に加えて、ベトナム（2件、1.4kg）からの摘発が3年ぶりに見られた。

密輸形態別では航空機旅客によるものと船舶乗組員によるものがほとんどで、件数で9割、押収量で約8割を占める。

（事例）

【書類かばんを二重工作して隠匿したヘロインを摘発】

7月、東京税関（成田税関支署）において、タイ・バンコクから到着したドイツ国籍女性旅客の携帯品検査において、書類かばんを二重工作して隠匿していたヘロイン約2kgを摘発。

(六) コカイン

コカインは世界の生産量の約7割以上が南米コロンビアで生産されていると言われているが、米国における取締りの強化策を背景として、南米の国際的犯罪組織等が欧州を始め新たな市場の開拓を進めていると懸念されている。我が国でも、その薬理作用が覚せい剤と類似していること等から、密輸入及び国内における乱用の拡大に警戒の必要がある。

平成13年における摘発実績は、件数が7件（対前年比58.3%）、押収量が約18kg（対前年比266.2%）となっている。

これらを仕出地別で見ると、ペルー（2件、4.5kg）、ブラジル（1件、3.3kg）コロンビア（1件、0.5kg）と、全体の半数を占めている。

密輸形態別で見ると、押収量では船舶乗組員に

よるものが約 4 kg (22.9%), 航空機旅客によるものが約 3.3kg (18.5%) であり、件数では航空機旅客によるものが 3 件 (42.9%), 国際郵便によるものが 2 件 (28.6%), 船舶乗組員によるものが 1 件 (14.3%) となっている。

(事例)

【スーツケースを二重工作して隠匿したコカインを摘発】

1 月, 名古屋税関 (名古屋空港税関支署) において, ブラジル・サンパウロからカナダ経由で名古屋空港に到着した南アフリカ国籍男性旅客の携帯品検査において, スーツケースを二重工作し隠匿していたコカイン約 3 kg を摘発。

【船舶乗組員らしき人物の放置したリュックサックからコカインを摘発】

8 月, 函館税関 (釧路税関支署十勝出張所) において, 十勝港に入港していた船舶の張り込み中, 埠頭を歩いていた乗組員らしき人物がいたことから職務質問をしようと声をかけたところ, 所持していたリュックサックを放置し逃走。同リュックサックの中からコカイン約 9.5 kg を摘発。

(ホ) あへん

あへんは我が国においては吸煙の習慣がほとんどないが, 近年, 来日外国人等による密輸入が目立ってきており, 今後, 密輸入等の拡大が懸念される。

平成13年における摘発実績は, 件数が 2 件 (対前年比40%), 押収量が約 8 kg (対前年比152.9%) であった。

仕出地は, シンガポール, タイ, ラオスといったゴールデン・トライアングル周辺国からのものが 4 割を占めている。

(事例)

【スーツケースを二重工作して隠匿されたあへんを摘発】

2 月, 東京税関 (東京外郵出張所) は, トルコから発送された航空小包郵便の郵便物検査において, スーツケースを二重工作して隠匿されていたあへん約 7 kg を摘発。

(ウ) MDMA (MDA を含む)

近年オランダを中心に, ヨーロッパ, 米国などで乱用問題が深刻化している MDMA (通称エクスタシー) の我が国における平成13年の摘発実績は, 件数が44件 (対前年比122.2%) 押収量が11万 8 千錠 (対前年比138.7%) と急増 (4 年連続の増加) した。

これら摘発実績を仕出地別にみると, 押収量ではベルギー (5 万 5 千錠) 及びオランダ (1 万 3 千錠) 等のヨーロッパルート並びにインドネシア (2 万 4 千錠), マレーシア (9 千錠) 及びシンガポール (5 千錠) 等の東南アジアルートが全体の約 6 割を占めている。

また, 密輸形態別では, 航空機旅客及び国際郵便を利用したものに分けられ, 航空機旅客によるものが押収量で約 9 割, 件数で約 7 割を占めている。

(事例)

【スーツケースを二重工作して隠匿した MDMA を摘発】

8 月, 東京税関 (成田税関支署) は, フランス・パリ (本仕出地はベルギー) から成田空港に到着したイスラエル国籍 (自称ロシア人) 男性旅客の携帯品検査において, 同人の身辺及びスーツケースの二重工作して隠匿していた MDMA 約 3 万錠を発見, さらに調査の結果, 3 週間前に成田空港内に置き去りにされていたスポーツバッグから発見された MDMA 約 2 万 4 千錠についても, 同人が密輸入しようとしていたものであることが判明し, 両事件を摘発。

【菓子袋内に隠匿した MDMA を摘発】

7 月, 東京税関 (成田税関支署) は, インドネシア・ジャカルタから成田空港へ到着した日本人男性の携帯品検査において, 携行スーツケース内の菓子袋に分散隠匿していた MDMA 約 6 千錠を, また, 9 月には大阪税関 (関西空港税関支署) がインドネシア・ジャカルタから関西空港に帰国した日本人男性の携帯品検査において, 同様に菓子袋に分散隠匿していた MDMA 約 8 千錠を摘発。

【スポーツバッグを二重工作して隠匿した MDMA を摘発】

10 月, 東京税関 (成田税関支署) は, インドネシア・バリからシンガポール経由で成田空港に到着したイタリア国籍男性の携帯品検査において, 携行スポーツバッグを二重工作して隠匿していた MDMA 約 1 万錠を摘発。

(ト) 向精神薬

平成13年における向精神薬の摘発実績は, 件数が96件 (対前年比107.9%), 押収量が 9 万錠 (対前年比145.2%) となっており, 件数, 押収量ともに前年を上回った。

仕出地別に見ると, タイ (319件, 5 万 4 千錠),

表2 関税法等違反事件の概要

(1) 関税法違反処分件数

(単位 件, %)

区分	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	比 (%)
社会悪事犯以外の 事犯の合計		755	720	696	687	632	8.0

- (注) 1. 処分件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った件数である。
 2. 平成13年欄の比 (%) は、対前年伸率を示す。
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。
 4. 社会悪物品とは、覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬及び銃砲をいう。

(2) 関税等ほ脱に係る処分件数及びほ脱額状況

(単位 百万円, %)

区分	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	比 (%)
処分件数		264	307	265	266	206	22.5
合計ほ脱額		256	243	228	118	715	507.9

- (注) 1. 数字は処分ベースのものであり、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った事件に係る関税及び内国消費税の合計ほ脱額である。
 2. 平成13年欄の比 (%) は、対前年伸率を示す。
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

(3) 特定品目に係る関税法違反処分事件数

(単位 件, %)

区分	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	比 (%)
ワシントン条約該 当物品不正輸入		11	14	15	10	12	20.0
知的財産権侵害物 品不正輸入		52	44	71	48	53	10.4

- (注) 1. 処分事件数とは、当該年に関税法違反で告発又は通告処分を行った事件数である。
 2. 平成13年欄の比 (%) は、対前年伸率を示す。
 3. 本表には警察等との共同調査に係る分を含む。

中国 (173件, 1万7千錠) 及びフィリピン (128件, 1万2千錠) が全体の9割以上を占めている。

密輸形態別では、国際郵便によるものが8割以上を占めている。

(事例)

【プラスチック容器内に隠匿した向精神薬を摘発】

7月、東京税関 (成田税関支署) は、タイ・バンコクから成田空港へ到着した日本人男性旅客の携帯品検査において、スーツケース内にダイエット食品と見せかけ、プラスチック容器18本内に隠匿していた向精神薬約8千錠を摘発。

(7) 銃砲の密輸動向

我が国で不法に所持、あるいは犯罪に使用されているけん銃等の銃砲は、改造銃を除きそのほとんどが海外から密輸入されたものと考えられている。平成13年においては、件数が2件 (対前年比22.2%)、数量が21丁 (対前年比17.1%) となっており、その他けん銃部品12丁相当が摘発されてい

る。

【着用中の靴に隠匿されたけん銃部品を摘発】

3月、東京及び横浜の両税関は、フィリピン・セブから成田空港へ到着した日本人男性旅客2名の検査において、両名が着用中の靴 (靴底部分) に隠匿していたけん銃部品12点及び同実包200発を摘発。

【ロシア籍船舶からマカロフ型けん銃を摘発】

4月、函館税関 (小樽税関支署) は、韓国・釜山から小樽港へ入港したロシア籍貨物船の船内検査において、船尾甲板部分へバッグに収納して、隠匿されていたマカロフ型けん銃20丁、同実包73発及び消音器1個を摘発。

その他の事犯

税関における平成13年の社会悪物品以外の事犯で関税法違反として告発又は通告処分を行った事件 (以下、「処分事件」という。) は合計632件であり、主な事犯は次のとおりである。

イ. 関税ほ脱事犯

関税ほ脱事犯として告発・通告処分を行った平成13年の関税及び国内消費税等の合計ほ脱額は(7億1,500万円)となった。

【大型関税ほ脱事件を告発】

大手水産会社等は、西アフリカから冷凍タコを輸入するに際し、実際には原産地が5%の特恵税率が適用されるセネガル又はカナリー諸島等であったにもかかわらず、無税の特恵税率が適用されるガンビア又はモーリタニアを原産地と偽って輸入申告し、相当関税額の支払いを免れていたもので、東京税関は5月及び12月に大手水産会社2社を東京地方検察庁へ告発した。

ロ. ワシントン条約該当物品不正輸入事犯

経済産業大臣(旧通商産業大臣)の輸入承認を必要とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(略称:ワシントン条約)対象動植物の不正輸入事犯に係る平成13年における処分事件は12件(平成12年は10件)であつた。

た。

ハ. フロンガスの密輸入事件を告発

【フロンガスの密輸入事件を告発】

東京税関、横浜税関及び門司税関は、オゾン層を破壊する特定物質として輸入が規制されているジクロロジフルオロメタン(通称フロン12)を潤滑油又は規制対象外のフロンガス(HFC-134a)と品名を偽って輸入しようとした輸入業者等を各地方検察庁へ告発した。

ニ. 盗難自動車の不正輸出事犯

【盗難自動車の不正輸出事犯】

盗難自動車の不正輸出については、輸出の際に品名を中古冷蔵庫と偽って輸出申告し実際にはコンテナの奥などに盗難自動車を隠匿する、盗難自動車の車台番号を改ざんして盗難の痕跡を消した上で不正に輸出許可を受ける抹消登録証明書を偽造又は改ざんし不正に輸出許可を受ける等の不正輸出事犯を発見・摘発した。

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 我が国の社会・経済の国際化の進展に伴う人や物の国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

まず、輸入許可・承認件数を見ると、表1のとおり年々増大の一途をたどっており、平成9年では941万件であったものが平成13年には1,302万件と約1.38倍の伸びを示し、他方、輸出は円高、内需拡大等の影響を受けて、横這い傾向を示しているが、航空貨物については、平成9年では611万件であったものが平成13年には702万件と約15%の増となっている。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナリゼーションの進展を中心とした輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物(SP貨物)サービスの発展等に伴い、物流形態が大きく変化している。

(2) このような環境の中にあつて、輸入通関行政に対しては、内外からの迅速通関に対する要請が高まってきている一方で、最近の一般市民を巻き込んだけん銃犯罪の多発、覚せい剤の未成年層

への拡散など、けん銃、麻薬覚せい剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、国民から強い期待が寄せられている。

これら要請に的確に対処するため、通関手続の電算化(通関情報処理システム(NACCS))の推進・拡大を図り、また、適正な通関を確保するために必要な情報を蓄積した通関情報総合判定システム(CIS)を活用して、選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専任班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

(3) また、輸出通関行政においては、平成7年12月の輸出貿易管理令の改正により、大量破壊兵器等の不拡散のための捕完的輸出規制(いわゆる「KNOW規制」)が導入され、平成8年10月から実施されており、更に、平成6年3月末をもって終了した、共産圏向け戦略物資・技術の輸出規制を目的とした「ココム」に代わって、地域紛争防止の観点から、平成7年12月、オランダのワッセナーにおいて新機構の設立に係るアレンジメント(ワッセナー・アレンジメント)が、参加国間で

基本的に合意され、これを受けて輸出規制を実施している。

(4) 以下においては、これらの事項のいくつかについて更に詳細に解説するとともに、今後の課題についてもあわせて述べてみたい。

2. 輸入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

平成13年における輸入許可・承認件数は、約1,302万件（対前年比7.3%増）となっており、最近5年間の平均伸び率を見ると、航空貨物は8.8%増、海上貨物についても3.8%増となっており、全体では7.3%の増となっている。

このような状況のなかで、国内外から迅速な輸入通関処理の要請がますます高まる一方、けん銃、麻薬覚せい剤等を中心とした社会悪物品等の不正輸入に対する取締り強化の要請も一層高まってきており、このような「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反する要請を達成する必要がある、そのために種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでにも通関手続の電算化の推進、利用地域の拡大、輸入申告の際に添付する書類の簡素化等種々の改善努力を重ねてきており、近年は、規制緩和の流れ等も踏まえ、更なる改善策を講じているところである。

貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付を待って貨物の引取りを許可することを原則とするが、税関手続の執行を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨物が税関の管理下にある時間を短縮することにより、貨物の到着から輸入者等が引取るまでの時

間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っている。

選別的通関処理の促進

税関業務の電算化を推進し、処理の迅速化及び密輸等のリスクの高い貨物は重点的に審査・検査を実施することにより適正通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化し迅速な引き取りを可能とする選別的通関処理を一層促進するため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理する通関情報総合判定システムの導入、ii) 通関情報処理システムの審査基準をより一層適正に管理し、常にその見直しを行うことを専担とする通関情報管理室を設置する等の措置を図っている。

簡易申告制度の導入

i) 概要

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は、指定を受けた種類の貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

なお、特例申告の際には、原則として仕入書の提出は不要となっている。

ii) 簡易申告制度を利用するメリット

簡易申告制度においては、納税申告の前に貨物を引き取ることが可能となり、同時に申告手続の簡素化・効率化を図ることとしている。これにより、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取が可能

表1 輸出入許可件数の推移

(単位 万件)

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
輸入許可・承認件数	941	959	1,109	1,214	1,302
海上	289	279	305	336	343
航空	652	680	803	878	958
輸出許可件数	959	941	1,002	1,067	1,023
海上	348	326	331	339	321
航空	611	615	671	728	702

となって、輸入者のコストが削減される等、その利便性が向上することが期待できる。

(参考) 申告手続の簡素化・効率化の内容

- ・ 引取申告時の申告項目が削減される。
- ・ 引取申告や納税申告が基本的にペーパーレス化される。
- ・ 引取申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略され、その結果、通関に要する時間の計算が可能となり、在庫管理が一層容易となる。
- ・ 納税申告を後日まとめて行うことが可能となる。

(3) 貨物到着前処理の推進

予備審査制

イ. 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、予め税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ. 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を

実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(I) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を船荷証券等の発行後でかつ外国為替相場場の公示後から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(II) システムへの組み込み

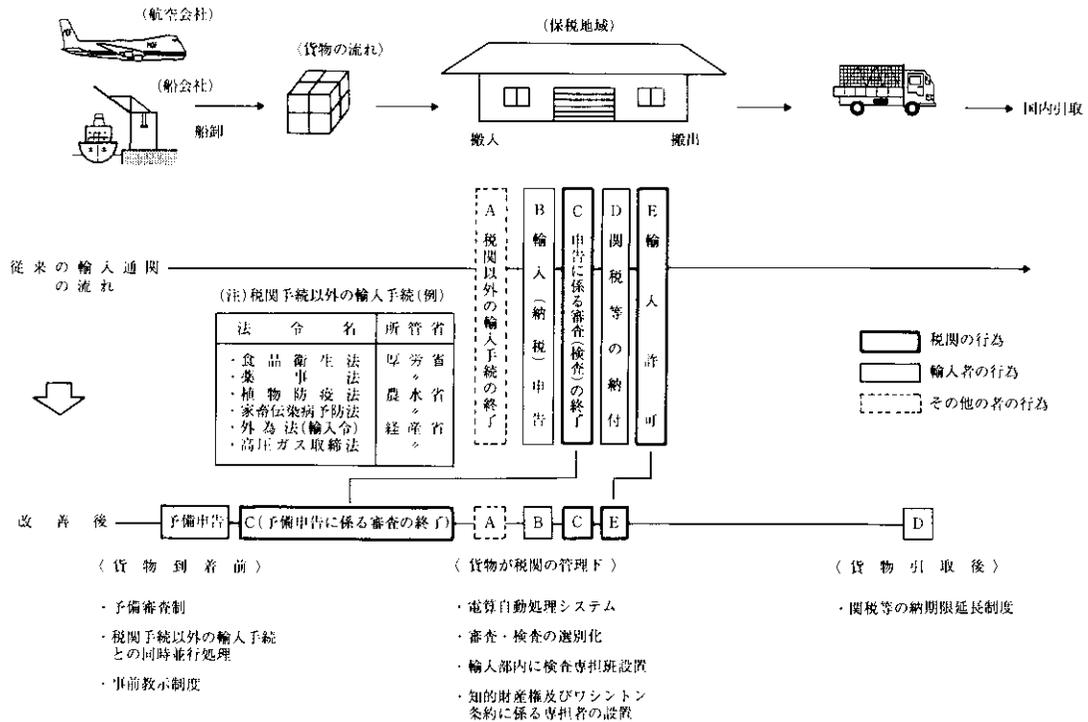
平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物について組み込まれ、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(III) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控え（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控えの提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控えの提出を省略した。

図1 輸入通関の流れ



(ii) 対象貨物の拡大 (平成6年4月)

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目(平成13年3月末で廃止)に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(二) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

(i) 到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年11月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入した。

八. 予備審査制の効果

予備審査制を利用すれば、貨物到着前(又は税関手続以外の輸入関連手続の終了前)であっても、税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については、保税地域等の搬入後(到着即時輸入許可制度を利用する場合は、到着確認後)速やかに輸入許可が得られることから、輸入貨物の国内の迅速な引取りが可能となる。

また、信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、検査要否が事前に通知されることから、貨物引取りに係る輸送手段の手当等が計画的に行えるなど、事前準備が可能となる。

二. 予備審査制の実施状況

(1) 入港から輸入許可までの平均所要時間

平成13年3月に実施された「通し」の所要時間調査によれば、入港から輸入許可までの平均所要時間(税関手続以外の輸入関連手続を要しない場合)は、予備審査制を利用しない場合に、海上貨物で3.3日、航空貨物で1.3日要しているが、予備審査制を利用した場合には、海上貨物で2.3日、航空貨物で0.2日と大きく短縮していることから、予備審査制は輸入貨物の迅速な引取りに大きく寄与しているといえる。

(2) 利用状況

改善前の平成2年には月平均5千件程度であつ

た本制度の利用件数は、平成13年には月平均39万8千件と大幅に増大している。特に航空貨物については、小口急送貨物の増加等と相まって平成3年には月平均3千件程度であったものが平成13年には月平均約34万8千件と約116倍程度の伸びとなっている。

このように、種々の改善措置により貨物を迅速に引取る必要のある輸入者等にとって有効な制度となっているものとする。

事前教示制度の改善

イ. 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（税番）及び関税率等について照会を行い、その回答を受けることができる制度である。

事前教示制度を利用した場合、事前の輸入予定貨物の関税率等が判明するため、原価計算が確実にできる等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率等が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ. 改善措置

文書による事前教示については、日米構造問題協議最終報告に掲げられた輸入手続の迅速化・適正化のための一方策として、平成2年9月及び同3年4月に、また規制緩和措置の一環として、平成6年8月に次のような改善措置を講じた。

(1) 有効期限の延長

事前教示回答書の有効期限を3年に延長した。

(2) 分類決定の統一性の確保

各税関が発する事前教示回答書は、全て東京税関総括関税鑑査官が一元的にチェックし、全国共通の登録番号を付したうえで交付。これにより全国共通の回答として全ての税関で尊重することとした。

(3) 異議の申出制度の創設

事前教示回答書に記載された関税率表の税番について疑義がある場合、異議の申出を行える制度を新設した。

(4) 教示内容の安定性の確保

事前教示の回答があった後、当該物品に係る関税率表の分類解釈の変更があり、その変更により輸入者が不利となる場合には、変更後3か月以内に限り当該回答書の税番を尊重することとした。

平成7年以降の改善点としては次のようなものがある。

事前教示回答書の閲覧制度の導入（平成7年）、画像情報検索システムの導入及び閲覧者用端末を利用した閲覧制度の導入（平成8年）、関税週報への事前教示例の掲載（平成9年）、税関ホームページでの公開（平成12年）

事前教示の取扱い件数は平成13年で、文書回答が4,605件、口頭回答が64,003件（インターネットによる回答件数を含む）であり、文書回答、口頭回答共に農水産品・食品（1～24類）及び皮革・木材・紙・繊維（41類～67類）の件数が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

納期限延長制度の導入

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取るうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3ヵ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に担保を提供し、その輸入の時から3ヵ月以内で納期限を延長）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保を提供し、当該月における輸入申告に係る納税額を一括して3ヵ月以内で納期限を延長）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2ヵ月の延長となる。）が盛り込まれた。

平成13年度における納期限延長制度の利用状況は、金額ベースで関税62.8%、消費税65.1%となっている。

担保管理の一元化、共用担保の導入

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、

包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより当該税関の所轄内にある税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月より大蔵省税関の通関手続システムである NACCS（通関情報処理システム）により、オンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を、同年11月には、航空官署を対象に実施された。

さらに、平成12年4月から、Sea・NACCS 及び Air・NACCS で共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

共通担保の導入等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが平成3年10月から、関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供するとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は、「税関長が確実に認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」の提供を可能とした。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に発足（議長：大蔵省）した。

さらに、各地域における輸入手続関連省庁の緊密な連携・強化を図り、各地域の物流動向に則した迅速化策を実施するため、地方レベルの輸入手続関連省庁連絡会議が設置（平成5年10月）され、全国で開催されている。

税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を助案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

輸入通関手続と他法令手続とのインタフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ・NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」、「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と大蔵省・税関の通関手続システムである NACCS（通関情報処理システム）とのインタフェース化をそれぞれ実施した。

これにより、関税関係以外の法令に基づく輸入手続を必要とする貨物のうち約9割について、NACCS を通じたワンストップサービスによる通関手続が可能となった。

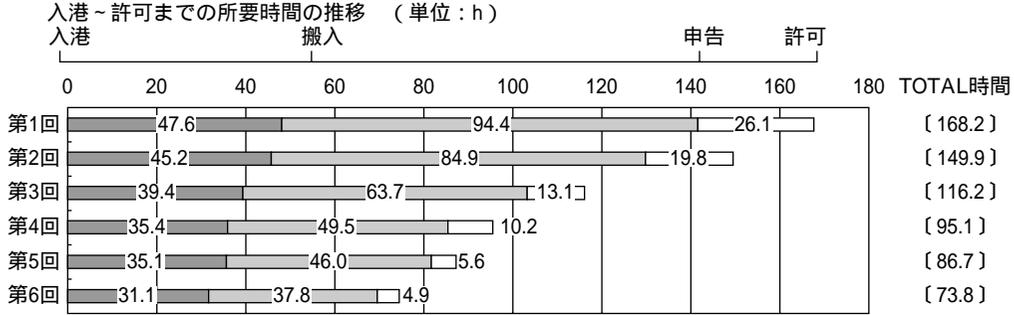
また、平成14年度中を目途として、外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行える電子情報処理組織（JETRAS：貿易管理オープンネットワークシステム）と NACCS との連携によるワンストップサービスの実現を図ることとしている。

「通し」の所要時間調査の実施

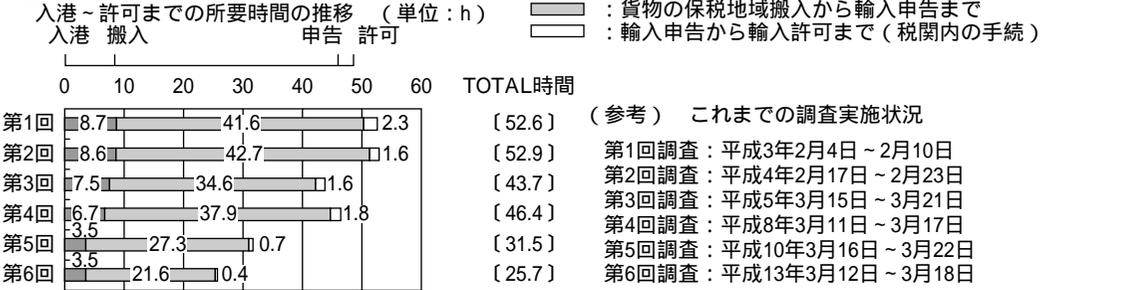
日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置

図2 輸入手続の所要時間調査の結果

【海上貨物】



【航空貨物】



を議していくうえでの参考とするために、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を、輸入手続関連省庁連絡会議において、平成3年2月(第1回)、平成4年2月(第2回)、平成5年3月(第3回)、平成8年3月(第4回)、平成10年3月(第5回)及び平成13年3月(第6回)の計6回実施した。

第6回の調査結果は次のとおりであり、貨物が到着してから輸入許可されるまでの平均所要時間は、海上貨物では約3.1日、航空貨物では約1.1日となっており、長時間を要している理由としては、土日が間に入った、関係書類の未入手、荷主が貨物引取り日を指定する等の輸入者側の都合によるものが大きなウエイトを占めており、輸入者が保税地域を物流のストックポイントとしている実態をうかがうことができる。なお、税関手続に要する平均所要時間(輸入申告から輸入許可までの平均所要時間)は、海上貨物は4.9時間、航空貨物は0.6時間となっている。

(6) ワシントン条約該当物品の水際規制

絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することにより、これら動植物を保護することを目的としており、我が国に

おいては、外国為替及び外国貿易法(輸入貿易管理令)及び関税法により当該条約に該当する動植物の輸入規制が行われている。これにより、税関は、同条約により国際取引が規制されている動植物が不正に我が国に持ち込まれないよう水際における取締りを行っている。

取締り体制

税関においては、ワシントン条約該当物品の水際取締りの実効を確保するため、昭和60年から同条約対象貨物を通関することができる官署を各税関の本関、主たる空港官署及び外国郵便を取り扱う官署(46官署)に限定している。

これら官署には専担者を配置し、識別に必要な資料を整備する等により、適正・迅速な通関が行える体制をとっている。

取締りの現状

ワシントン条約該当物品の税関における輸入差止件数は、平均9年で約1,500件、平成10年で約1,600件、平成11年で約1,600件、平成12年で約1,700件、平成13年で約1,700件となっている。

輸入を差し止めた物品としては、麝香、虎骨等を使用した漢方薬、ワニ革製ハンドバッグ及び時計バンド、クジャクの羽根、シャコガイ、サンゴの製品等が、また、生きた動植物では、ラン、サボテン、リクガメ等がある。

(7) 知的財産権侵害物品の水際規制 概要

税関では、関税定率法第21条第1項第5号において知的財産権侵害物品をけん銃、麻薬、覚せい剤、偽造貨幣等と並んで輸入禁制品としている。知的財産権に係る問題は、ウルグアイ・ラウンドにおいて貿易関連知的所有権交渉として取り上げられ、国際的にも重要性が認識されていたこと、また、内外からの関心の高まりを踏まえ、知的財産権侵害物品の水際取締りを強化するため、同交渉の目指す方向を考慮にいれ、取締通達を改正し、平成4年9月1日より実施した。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、約7年半にわたる交渉の結果、平成6年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO協定」という。）が採択され、平成7年1月から実施された。このWTO協定には、知的所有権に関する国際ルールを規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）が含まれており、我が国においても同協定を実施するため関税定率法を改正し、知的財産権侵害物品の水際取締りをより一層適正かつ効果的に行うために、侵害物品に係る輸入差止申立制度、侵害物品に該当するか否かの認定手続及び輸入差止申立てに係る供託制度等の法整備、通達改正が行われ、平成7年1月1日から実施した。

水際取締りの現状

現在、我が国において存在する知的財産権は登録がされているものだけでも約329万件という膨大な数にのぼり、一方、輸入申告件数は年間約1,302万件となっている。このような状況の中、迅速な通関処理を確保しつつ、かつ、知的財産権の適正な保護を図るためには、権利について最も多くの情報を有している権利者からの具体的な情報が重要であることから、税関では、知的財産権侵害物品に関する具体的な情報として、商標権、著作権及び著作隣接権については輸入差止申立てを、特許権、実用新案権、意匠権及び回路配置利用権については輸入差止情報提供を行ってもらい、これらの貨物を対象として重点的に審査・検査することにより知的財産権侵害物品の水際取締りを行っている。

税関における知的財産権侵害物品の輸入差止件数は、平成10年には1,507件（100.5万点）、平成11年には1,794件（99.4万点）、平成12年には1,589件

（109.9万点）と推移しており、平成13年は2,812件（101.0万点）となっている。

平成13年の輸入差止実績の特徴としては、

航空便を利用して輸入しようとした著名ブランドのハンドバッグや財布等が数多く差止められた。

人気キャラクターを使用したキーホルダーや文具類（筆記用具）が大量に差止められた。

衣類については、海上輸送による大口貨物（1件当たりの数量が1万点以上のもの）の輸入差止件数が減少し、数量も大きく減少した。

前年差止実績が急増した玩具類（ぬいぐるみ等）については大口貨物の輸入差止件数が減少し、数量も大きく減少した。

などが挙げられる。

また、平成14年に入って2002 FIFA ワールドカップが韓国と共催で我が国でも行われたが、これに係る知的財産権侵害物品については、台湾、フィリピン、タイ等から輸出されたバッジ、旗・タオル等布製品、ユニフォーム・Tシャツ等衣類を中心に約6万5千点の差止めがあった。

知的財産権侵害物品の取締りについては、内外の関心が非常に高まっていること、輸入差止件数及び差止個数も高水準で推移していること等のほか、平成14年7月3日に策定された知的財産戦略大綱（*）に示された方針を実現するため、今後とも知的財産権侵害物品の水際取締りを一層充実していく必要がある。

* 知的財産戦略大綱において、知的財産について、水際における保護の強化として、「海外で生産された知的財産権侵害製品を水際に効果的に阻止するため、その国境措置の在り方について、遅くとも2004年度までに、法制面及び運用面の改善策等を講ずる必要がある」とされ、具体的には、特許庁等関係省庁と協力した取締体制の強化、育成者権侵害品を対象に加えること及び特許権、意匠権等への措置強化等について具体案の策定が求められている。

[水際取締り手続の概要]

イ. 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供の手続等

(1) 輸入差止申立て

a. 商標権者、著作権者及び著作隣接権者から、権利の内容、権利侵害と認める貨物の品名及びその理由、申立有効希望期間（2年以内）等を

表2 税関における知的財産権侵害物品権利別輸入差止件数

(件)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	前年比 (%)
特許権	1	0	0	2	1	50%
実用新案権	5	3	1	0	0	
意匠権	104	58	32	15	14	93%
商標権	1,675	1,437	1,719	1,478	2,727	185%
著作及び著作隣接権	63	22	55	108	76	70%
合計	1,848	1,520	1,807	1,603	2,818	176%

(注) 1. 本表には、旅客等の携帯品及び別送品に係る輸入差止事例は含まない。
2. 1件の申告で複数の権利にまたがるものは、それぞれの権利ごとに計上。

表3 税関における知的財産権侵害物品輸入差止点数

種類	主な品目	単位	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
衣類	Tシャツ、トレーナー、ジャケット、スカーフ	千着	861	476	658	414	135
バッグ類	ハンドバッグ、財布	千個	148	37	54	44	84
靴類	スポーツシューズ(スニーカー、テニスシューズ)	千足	7	0.5	49	0	8
玩具類	人形、ぬいぐるみ	千個	0.5	11	40	274	23
時計類	腕時計	千個	76	226	32	52	48
喫煙道具	ライター	千個	5	0	32	0	6
帽子	スポーツキャップ	千個	127	43	31	5	4
携帯電話付属品	ストラップ、アンテナ	千個	0	4	16	13	7
その他	身辺細貨類、キーホルダー	千個	370	209	82	298	695
(差止件数)		千個(件)	1,594 (2,136)	1,006 (1,689)	993 (1,972)	1,099 (1,837)	1,010 (3,685)

(注) 1. 本表には、旅客等の携帯品及び別送品に係る輸入差止事例は含まない。
2. () 内の差止件数は、品目別件数(1件の申告で複数の品目にまたがるものは、それぞれの品目ごとに計上。)

記載した輸入差止申立書及び侵害の事実を疎明するための証拠(真正商品と侵害物品の特徴等)を税関長に提出させ、これら貨物を重点的に審査・検査の対象としている。

b. 輸入差止申立てに係る具体的手続

- (a) 輸入差止申立書は本関の知的財産調査官に提出することとし、また、複数の税関を対象として、輸入差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税関に対して、輸入差止申立てを行えば良いこととしている。
- (b) 輸入差止申立書の提出部数は、特定の税関官署を対象とする場合はその税関官署を所轄する税関の数とし、全国の税関官署を対象とする場合には9部である。
- (c) 輸入差止申立書には、添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報、真正商品及び侵害

物品のサンプル又は写真等を添付させる。

- (d) 税関長は、輸入差止申立書に必要事項が記載されており、必要な添付書類等があり、侵害の事実が確認できる場合は、輸入差止申立てを受理し、申立人に通知する。
- (ロ) 輸入差止情報提供
- a. 特許権者、実用新案権者、意匠権者及び回路配置利用権者から、権利の内容、侵害と認める貨物の品目及びその理由、情報提供継続希望期間(2年以内)等を記載した輸入差止情報提供書及び侵害の事実を疎明するための証拠を税関長に提出させ、これら貨物を重点的に審査・検査の対象としている。
- b. 輸入差止情報提供に係る具体的手続は、輸入差止申立てに準ずる。
- 口. 認定手続

- (イ) 認定手続は、1月以内を目途に終了することとしている。
- (ロ) 認定手続に際しては、輸入者及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができることとし、その期間は、認定手続開始通知の日の翌日から起算して10日以内である。
- (ハ) 輸入者及び権利者から提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を侵害認定の基礎とする場合には、その証拠について輸入者及び権利者に弁明の機会を与えた後、証拠として採用する。
- (ニ) 申立人が疑義貨物の点検をする場合には、税関官署内又は保税地域内で知的財産調査官等の立会いのもと実施する。
- ### 八. 輸入差止申立てに係る供託等
- (イ) 供託命令
- a. 疑義貨物について、申立人と輸入者の意見が対立し、侵害物品か否か認定し難い場合には、税関長は申立人に対し10日を限度として金銭の供託を命令する。
- b. 供託を命ずる額は、認定手続期間中の倉庫保管料、逸失利益その他の損害額を合算して算出する。
- c. 申立人には、供託命令を行った通関官署の最寄りの供託所に金銭等を供託させる。
- (ロ) 供託に代わる契約（支払保証委託契約）
- a. 支払保証委託契約の相手方となる具体的金融機関として、銀行、信用金庫、損害保険会社等を指定している。
- b. 申立人が支払保証委託契約を締結した場合には、契約書の写し（原本と相違ないことを証明したもの）を税関長に提出させる。
- (ハ) 権利の実行
- 権利の実行を行う場合には、損害賠償請求権を証明する書類として、次のいずれかの謄本等を税関長に提出させることとしている。
- a. 民事執行法第22条第1項に規定する債務名義（確定判決等）
- b. 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決もしくははそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- c. 貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面
- d. 上記 a から c までに掲げるものに類するもの

二. その他

(イ) 輸入者による自発的処理の取扱い

認定手続中の疑義貨物及び侵害物品に該当するとの認定を受けた貨物について、輸入者に自発的処理（廃棄、滅却、積戻し、任意放棄、権利者の同意書取得又は侵害部分の除去）を認めることとしている。

（注）ただし、商標権侵害物品に該当するとの認定を受けた貨物について積戻しをしようとする場合には、輸出貿易管理令上の通産大臣の承認（税関長に権限委任）を行わないことにより、積戻しを認めないこととしている。

(ロ) 侵害物品の没収手続

侵害物品に該当するとの認定をした貨物については、当該認定に対する異議申立期間中は自発的処理を認めることとするが、輸入者が当該期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合は、原則として当該貨物を没収して廃棄することとしている。

(ハ) 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供内容の公表

輸入差止申立て及び輸入差止情報提供について申立人等、権利の内容及び侵害物品の品名を受理の都度及び1月ごとに公表する。

輸入差止申立書及び輸入差止情報提供書の公表は、善意の輸入者が申立て、情報提供に係る侵害物品を誤って輸入し、不測の損害を被ることを未然に防止するとともに、侵害物品の輸入を抑制し、輸入者、権利者双方の利益を考慮したものである。

3. 輸出通関手続の現状

(イ) 輸出通関業務をとりまく環境

輸出通関の現状

平成13年における輸出許可件数は、約1,023万件（対前年比4.1%減）となっており、最近5年間の平均伸率を見ると、輸出許可件数は3.6%増（航空貨物6.2%増、海上貨物1.0%減）となっている。

輸出貨物は、我が国の産業構造の変化を反映して高度技術化、多様化が進むなど、質的にも複雑化してきている。更に物流の迅速化の要請を背景として貨物のコンテナ化の進展とともに、小口急送貨物を含む航空貨物の伸長など物流形態は大きく変化してきている。

このような状況の中、NACCSを通じて迅速か

つ円滑な輸出通関を図る一方、適正通関の観点からは、社会的、国際的問題に発展する可能性の高い輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1関連貨物等の不正輸出の防止を輸出通関業務の重点課題として取り組んでいるところである。

不拡散型輸出規制等の動向

(i) 核兵器等の拡散防止に関する国際的枠組み
輸出令別表第一関連貨物を巡る国際的枠組みについては、以下のとおりである。

イ. 核不拡散関係

核兵器の不拡散に関する国際的な枠組みとしては、核不拡散条約、原子力供給国会合（NSG: Nuclear Suppliers Group）が挙げられる。

核不拡散条約は、核兵器保有国による核兵器の他国への譲渡及びその製造についての核兵器非保有国に対する援助の禁止等を目的として昭和45年に発効した条約で、我が国は昭和51年に批准した。平成12年7月時点で187か国が批准している。

原子力供給国会合は、核原料物質、核専用設備等の輸出を規制するために昭和52年に発足したグループ・パート1及び核兵器の製造に使用される可能性のある製造設備等の輸出を規制するために平成4年に発足したグループ・パート2に分かれており、我が国はいずれのグループも発足当初から参加している。平成12年9月時点でグループ1及びグループ2とも38か国が参加している。

ロ. 化学兵器・生物兵器不拡散関係

化学兵器・生物兵器不拡散関係のレジームとしては、イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として化学兵器・生物兵器の原材料、製造設備等の輸出を規制するために昭和60年に発足したオーストラリア・グループ（AG: Australia Group）がある。我が国は発足当初から参加しており、平成12年9月時点で30か国が参加している。

ハ. ミサイル等不拡散関係

ミサイル等不拡散関係のレジームとしては、昭和58年以降、ミサイル開発が活発化してきたことを背景に、核兵器の運搬のみならず、化学兵器・生物兵器を含む全ての大量破壊兵器の運搬が可能なミサイル、部品、製造設備等の輸出を規制するために昭和62年に発足したミサイル関連資機材・技術輸出規制（MTCR: Missile Technology Control Regime）がある。我が国は、発足当初から参加しており、平成12年9月時点で32か国が参加している。

(ii) 大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸

出規制（いわゆる KNOW（ノウ）規制）

現行の大量破壊兵器等に係る輸出規制は前述のとおりであるが、これに加え平成8年10月からはKNOW規制が導入された。本規制は、湾岸戦争後のイラクに対する国連等の査察により、レジームの規制対象になった貨物以外の汎用品がイラクの大量破壊兵器等プロジェクトに寄与していた事実が判明したことを契機として、米、英、独等において、各国が独自にレジームに基づく規制を補完するべく導入したことを受け、我が国においても採用されたものである。

本規制は、現行の大量破壊兵器等の規制対象貨物と同一品目であるが、性能が規制値に満たないという理由で現行規制の対象外となっている貨物（汎用品）を対象に、輸出者が輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等に利用される恐れがあると知りうる状態にある場合等に規制することとなっている。

(iii) ココム解体後の新体制をめぐる動き

ココム（対共産圏輸出統制委員会）は、米ソを代表とした東西対立の構図の中で、西側諸国の安全保障上の観点から、ソ連圏の軍事力の成長に直接、間接を問わず大きく貢献するような物質及び技術の対ソ連圏への移転を抑止することにより、かかる分野における相対的な西側の優位を維持するため昭和24年に創設されたものであり、我が国は昭和32年に参加している。

かかる観点から創設されたココムではあるが、平成元年以降の東欧諸国の民主化・ソ連情勢の変化に伴い、規制対象品目の緩和等の措置がとられてきた。

一方、湾岸戦争の経緯を踏まえ核兵器等大量破壊兵器関連物資の輸出規制が強化されるとともに、平成3年のロンドンサミットの政治宣言を受けて、通常兵器及びその製造等に使用可能な資機材の拡散防止を目的とする新たな輸出規制導入のためのワーキンググループが設置された。このワーキンググループでの協議の結果、規制対象国は、イラン、イラク、リビア及び北朝鮮とすること、規制対象品目は、原子力関連物資、生物・化学兵器関連物資及びココムリスト品目とすること、が合意され我が国においても本合意を実施するため平成4年12月に輸出令が改正されたところである。

このようにココム規制対象品目については規制緩和、大量破壊兵器については規制強化の動きが

見られるなか、東西冷戦構造の崩壊後、ロシアからのココム撤廃要請を受け関係国間で交渉した結果、平成5年11月、オランダのハーグで開催されたハイレベル会合において、平成6年3月末までにココム規制を撤廃し、地域紛争防止の観点から武器と関連汎用品を扱う新たな輸出管理体制の設置に向けて検討を開始することで合意された。ココムは合意どおり、平成6年3月31日をもって解体し、新たな輸出規制の枠組みについて協議を行ってきたところ、平成7年12月にオランダのワッセナー（ハーグ市近郊）において開催されたハイレベル会合では、新体制の設立に係るアレンジメント（ワッセナー・アレンジメント）について基本的な合意がなされ、更に平成8年7月に開催された会合において、規制品目の詳細等について最終的な合意がなされた。

ワッセナー・アレンジメントの基本的な考え方は以下のとおりである。

- イ. 武器輸出の規制対象地域を全地域とする。
- ロ. 許可・不許可の判断を参加国間の情報交換による政策協調とする。
- ハ. 国際情勢によって規制対象地域の重点を変化させる。
- ニ. ロシア等旧共産圏諸国も不拡散政策、輸出管理能力等種々の要素を検討のうえ参加を認める。

なお、我が国については、ワッセナー・アレンジメントの合意を受け、輸出貿易管理令の一部が改正され、平成8年9月13日から新たな輸出管理体制が実施されているところである。

(iv) キャッチオール規制

大量破壊兵器等の拡散防止のための輸出規制に加え平成8年10月から大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（いわゆる「KNOW 規制」）が導入されていた。

しかし、本規制においては、

大量破壊兵器等の規制対象貨物のスペックダウン品のみを規制対象としていたことから、これら以外のものは規制することができないこと

欧米諸国が既に全品目をカバーする制度（「キャッチオール規制」）を導入しており、国際協調の観点から問題があること

平成13年9月に発生した同時多発テロ事件後、テロリストによる生物・化学兵器の使用リスクが著しく高まったこと

から、平成14年4月より、我が国においても欧米と同様のキャッチオール規制が導入された。

このキャッチオール規制は、KNOW 規制で限定していた対象貨物を原則全ての貨物（食料品、木材等を除く）に拡大し、その貨物を米国等25カ国以外に輸出する場合には、輸出者は自主的に

契約書若しくは入手した文書等により、輸出しようとする貨物が核兵器、化学兵器若しくは生物兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵等のために用いられるおそれがないか

最終荷受人が経済産業省が公表している海外要注意者に該当しないか

貨物が核兵器等の開発等若しくは、それに関連の深い行為に使われないことが明らかであるか

の確認を行わなければならないとしており、核兵器等の開発等に関わることが判明すれば、事前に経済産業大臣の許可を必要としている。

なお、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、許可申請が必要となる。

(2) 輸出通関手続の改善の現状

規制緩和推進計画において適正な通関を確保しつつ、輸出者等からの一層の迅速化・簡素化の要請に応えるため、

包括事前審査制度に係る適用手続の簡素化（平成7年12月）

自動車の本船積み込み後の輸出申告の容認（平成8年3月）

個人輸入に係る違約品等の戻し税手続の簡素化（平成8年4月）

輸出申告時における提出書類の簡素化（平成9年4月）

航空貨物用輸送器具に係る輸出手続の簡素化（平成10年3月）

少額貨物に係る社内帳票による簡易輸出通関制度の導入（平成10年4月）

輸出包括事前審査制度の拡充（平成13年3月）

等の措置を講じてきているところである。

4. 通関業務の電算化

(1) はじめに

日本経済の国際化の進展により輸出入貨物は増加の一途を辿り、それに伴い税関における貨物の

輸出入申告件数が飛躍的に上昇した状況の下、国際化の進展に必要な不可欠である円滑な物流を確保するためには、迅速な通関を実施することが求められている。

一方、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品や知的財産権侵害物品等の取締り強化に関する社会的要請も高まってきていることから、同時に適正な通関を実施することも求められている。

この相反する要求を効果的に実施するため、税関業務の中軸をなす通関業務について、その多くを通関情報処理システム (Nippon Automated Cargo Clearance System) により処理しており、また、通関業務を適正に行うことに資するため、通関情報総合判定システム (Customs Intelligent Database System) を導入している。

これらのシステムにより迅速かつ適正な通関を実現し、また物流の円滑化に成果を挙げている。

(2) 通関情報処理システム

通関情報処理システム (Nippon Automated Cargo Clearance System 以下「NACCS」という) とは、税関及び関連民間業者の事務所等に設置された入出力装置 (端末機) と、財務省の認可法人である通関情報処理センターが運営・管理するホストコンピュータとを電気通信回線で結び、税関諸手続をオンラインで処理するシステムである。

現在、NACCS には、航空貨物を処理する「航空貨物通関情報処理システム (Air-NACCS)」及び海上貨物を処理する「海上貨物通関情報処理システム (Sea-NACCS)」の2種類がある。

NACCS には大量の輸出入申告を迅速かつ適正に処理するため、絶えず変動する各国通貨の為替レートの照会、特惠税率適用の照会、関税等の税額計算といった申告手続を補助する機能のほか、不正取引が行われる可能性が低い貨物 (ロー・リスク貨物) とそうでない貨物 (ハイ・リスク貨物) とを自動的に選別する機能を有しており、ロー・リスク貨物と判断された申告については、瞬時に輸入の許可を受けることができる。さらに1996年 (平成8年) 4月には、航空貨物について到着即時輸入申告扱い制度が導入され、端末を通じて事前に必要とされる情報を Air-NACCS に登録しておけば、航空機から取卸された貨物を即座に輸入許可とすることも実現されている。

Air-NACCS、Sea-NACCS とともに通関処理を迅速かつ適正に処理することを主な目的として導

入されたコンピュータシステムであり、以下に同システムによる輸出入手続の概要を示す。

- (a) 通関業者が端末機から申告に必要な事項を入力
- (b) ホストコンピュータが通貨換算、課税計算等を処理し、申告内容を完成
- (c) 通関士が申告内容を確認し、ホストコンピュータに送信 (輸出入申告)
- (d) ホストコンピュータが審査区分を選定。簡易審査扱いとなった貨物で、税金のかからないもの、口座振替または納期限延長が選択された貨物は即時許可
- (e) 書類審査、検査扱いの貨物は、端末機に出力された申告控と共に必要書類を税関に提出
- (f) 提出書類に基づく審査、検査ののち、税関が端末機から審査終了を入力。納税の不要な貨物はこの段階で許可。納税が必要な貨物は納税確認後に許可となる

導入の背景

1970年代前半、日本経済の発展に伴う貿易量の増加、特に航空機の大型化による航空貨物の増加が顕著となり、増加する航空貨物に対して受け入れ側の施設の増強が追いつかず、貨物の取扱いに混乱を生じる事態に至っていた。

一方、行政改革の一環として公務員数を抑制する政策が打ち出されたことから、申告件数の増加に見合う税関職員の増加は見込めない状況であった。

このような背景から、通関情報処理システムの開発構想が持ち上がり、当時もっとも緊急性の高い航空貨物の輸入手続についてコンピュータ化を導入することが決定されたものである。

導入及びその後の展開

Air-NACCS が成田空港に導入されたのは、成田空港が開港して間もない1978年 (昭和53年) 8月のことで、世界で5番目の本格的な通関システムとして、東京税関成田税関支署、東京航空貨物出張所 (市川市原木) 及び成田・原木地区の航空会社、保税蔵置場、混載業者、通関業者及び銀行の事務所に設置された。

その後、1980年 (昭和55年) 11月には伊丹空港に展開し、さらに1985年 (昭和60年) には既存の輸入手続業務に加え、新たに航空貨物代理店を利用者に加えて輸出手続業務を開始し、その後も順次対象地域を拡大、2002年 (平成14年) 10月現在、7税関10空港を含む27地区に導入されている。

Air-NACCS については現在、輸入については航空貨物が航空機から取卸されてから輸入の許可を経て国内に引き取られるまでに生じる一連の税関手続及び関連民間業務について、輸出については航空貨物が保税地域に搬入され、輸出の許可を経て航空機に搭載されるまでに生じる一連の税関手続及び関連民間業務についてオンライン処理している。

一方、Sea-NACCS が導入されたのは1991年（平成3年）10月のことで、当初は東京港、横浜港、川崎港に導入され、翌年10月にはさらに神戸港、大阪港、堺港、名古屋港に展開された。

Sea-NACCS についても、その後対象地域を拡大していき、1999年（平成11年）10月に実施された Sea-NACCS の更改に伴い、海上貨物を取扱う全地区に対象地域が拡大された。

さらに更改に伴い、UN/EDIFACT (United Nations/Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport : 行政、商業及び運輸のための電子データ交換国連規則集) を、主として入出港届、積荷目録提出などの船舶関連業務に採用した。

Sea-NACCS については現在、輸入については入港から貨物の船卸し、輸入申告・許可、国内への引取りまで、輸出については、貨物の保税地域への搬入から、輸出申告・許可、船積み、出港までの一連の税関手続についてオンライン処理されている。(図1、2参照)

(3) 航空貨物通関情報処理システム (Air-NACCS)

Air-NACCS は、航空会社、保税蔵置場、混載業者、通関業者、航空貨物代理店、銀行及び税関に設置された端末機とホストコンピュータとを通信回線で結び、輸出入航空貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するオンラインシステムである。

対象地域

2002年（平成14年）7月1日現在、新千歳空港、仙台空港、宇都宮地区、つくば地区、新東京国際空港、原木地区、東京国際空港地区、東京地区、前橋地区、横浜地区、川崎地区、諏訪地区、沼津地区、浜松地区、名古屋空港、名古屋中地区、小松空港、福井地区、京都地区、滋賀地区、関西国際空港、大阪地区、神戸地区、広島空港、広島地区、福岡空港の9空港を含む26地区を対象地域としている。

利用者

2002年（平成14年）7月1日現在、航空会社、保税蔵置場、混載業者、航空貨物代理店、通関業者、銀行及び税関を合わせ、254社となっている。

稼働時間

通年稼働しており、停止日はないが、システムメンテナンスのため午前4時30分から午前5時までの30分、オンライン稼働を停止している。

機器構成

ホストコンピュータとして汎用大型コンピュータ2台を使用し、端末機については2001年（平成13年）10月の更改 Air-NACCS 稼働以後、専用端末は廃止され、市販のパソコン等を使用している。

対象業務

- ・輸入にあつては航空機から貨物が取卸されてから国内に引き取られるまで
- ・輸出にあつては貨物が保税地域へ搬入されてから航空機へ搭載されるまでの間に必要な税関手続等が対象となっている。

(4) 海上貨物通関情報処理システム (Sea NACCS)

Sea-NACCS は、船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、通関業者、銀行及び税関に設置された端末機とホストコンピュータとを通信回線で結び、輸出入海上貨物に係る税関手続及びそれに関連する民間業務を処理するオンラインシステムである。

対象地域

1999年（平成11年）10月における更改 Sea-NACCS の稼働以後、海上貨物を取扱う地域全てを対象地域としている。

利用者

2002年（平成14年）7月1日現在、船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、通関業者、銀行及び税関を合わせ、1,133社となっている。

稼働時間

通年稼働しており、停止日はないが、システムメンテナンスのため午前2時から午前4時までの2時間、オンライン稼働を停止している。

機器構成

ホトコンピュータとして汎用大型コンピュータ2台を使用し、端末機については1999年（平成11年）10月の更改 Sea-NACCS 稼働以後、専用端末機は廃止され、市販のパソコン等を使用している。

対象業務

- ・輸入にあつては入港、貨物の船卸しから国内に引き取られるまで
- ・輸出にあつては貨物の保税地域への搬入から船積み、出港まで

の間に必要な税関手続等を対象としている。

(5) 他省庁システムとのインタフェース化

輸入手続全体の更なる簡素化という観点に加え、行政手続にかかる申請者の負担を軽減する手段として手続の電子化を推進すると共に、複数の省庁にまたがる手続についても極力その負担を低減化しようとする施策を政府として取り組むこととされた。このため、NACCS 端末から他省庁所管の輸入関連手続についても電子的な申請を可能とし、税関への輸入申告手続と他省庁手続とを同時並行的に処理するめ、1997年（平成9年）2月、厚生労働省所管の食品衛生法に基づく「輸入食品監視支援システム」を始めとして、同年4月には農林水産省所管の植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく「輸入植物検査手続電算処理システム」「動物検査手続電算処理システム」とのインタフェース化を実現した。

これにより NACCS の利用者は税関への輸入申告と並行して、NACCS の端末機を使用して食品衛生法に基づく届出手続や植物検査法、家畜伝染病予防法に基づく検査手続の申請を行うことが可能となり、事実上のワンストップサービス（1つの窓口で関連する複数の行政手続の受付を行うサービス）をわが国で初めて実現した。

また、1999年（平成11年）10月の更改 Sea・NACCS の稼働により、国土交通省が開発した港湾 EDI システムとの間において、Sea・NACCS で取扱う入出港届と港湾 EDI システムで取扱う入出港届のコード、電子様式を共通化し、申請者の入力事務の負担軽減が図られた。

さらに2001年度（平成14年）1月には、複数の行政機関に共通する入出港手続について同一の回線・端末を利用して1回の入力で各行政機関への手続を行えるようワンストップサービスを推進すべく同港湾 FDI システムと通関情報処理システムとを接続した。

なお、経済産業省が平成12年4月より運用を開始している外国為替及び外国貿易法に基づく輸入許可・承認手続を処理する「貿易管理オープンネットワークシステム」との連携については、実現に向けての協議および調整を行っている。

(6) 更改航空貨物通関情報処理システムについて
航空貨物通関情報処理システム (Air・NACCS) は、輸出・輸入貨物に係る通関業務を処理するシステムであり、現在、我が国の航空貨物に係る輸出入通関手続の約82%を処理している。

1978年（昭和53年）8月に成田空港・原木地区で稼働を開始した Air・NACCS は、運用期間の満了を踏まえ、平成13年10月にシステムの更改を行った。現航空システムは、平成11年3月に開催された通関情報処理センター理事長の諮問機関である第25回情報処理運営協議会において仕様が確定されたものである。

システムの更改にあつては、簡易申告制度を航空貨物にも拡大するとともに、従来、マニュアル処理されてきた少額貨物（輸入の場合1万円以下）を対象とする社内帳票を活用した輸出入申告（マニフェスト通関）をシステム化した。また、利用者の要望に基づき各種制限値の拡大や照会機能の充実など物流の迅速化に即した業務の見直しを行った。

(7) 通関情報総合判定システム (CIS)

システム開発の背景

我が国経済の発展に伴い輸入申告件数は飛躍的に上昇したが、これらの申告を限られた税関職員で迅速かつ適正に処理していくためには、不正申告の可能性が高い貨物について重点的に審査・検査を行う一方、その可能性の低い貨物については審査を極力省略する等、通関手続の重点化・効率化を図る必要があった。

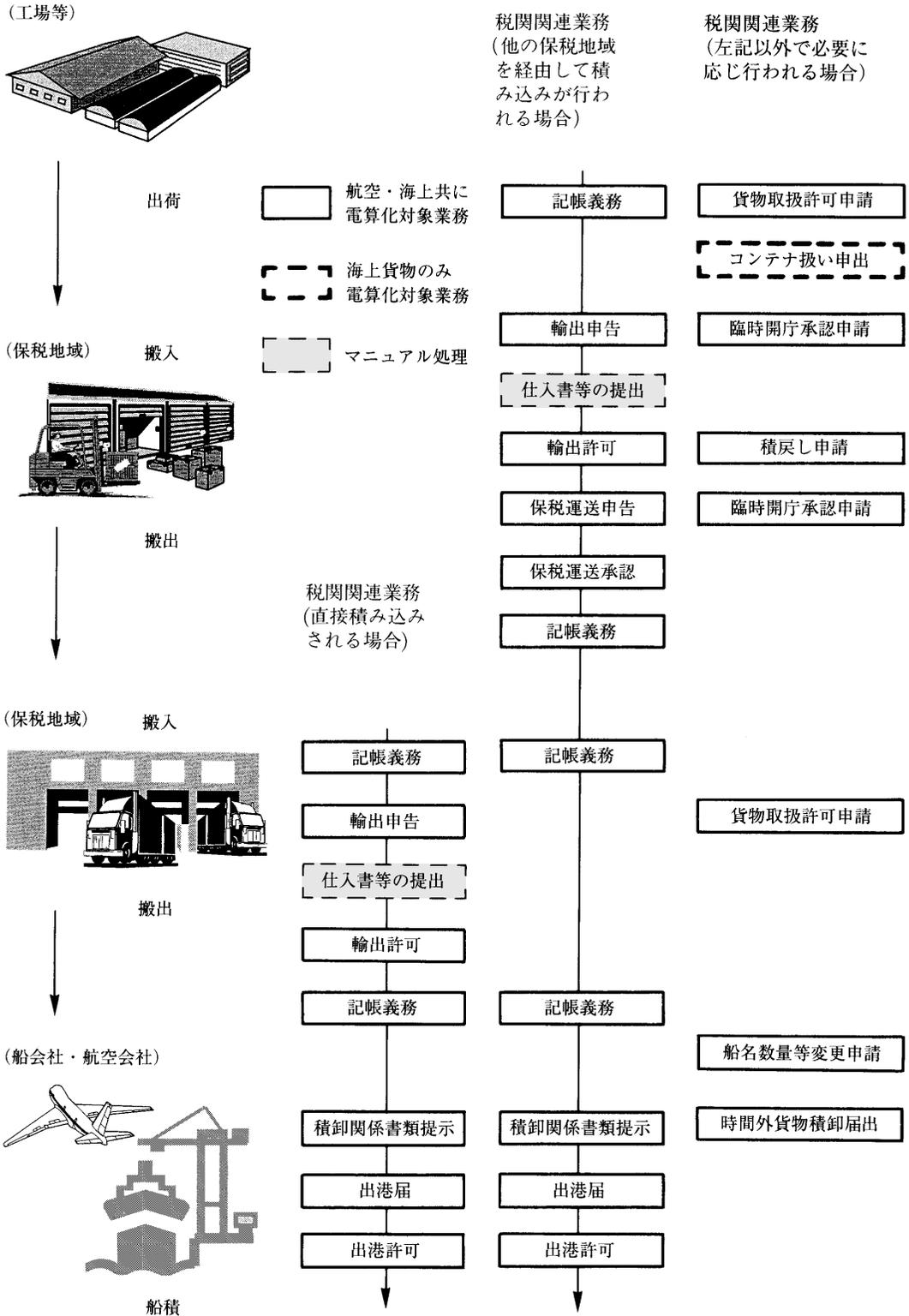
従来からも通関部門においては、仕出国、品名等に基づきこのような重点化・効率化を図ってきたが、これは各税関職員の経験や勤によるところが大きかった。

そのため、通関手続の重点化・効率化を一層進めるためには、過去の膨大な輸入実績等のデータを有効利用することが不可欠であり、その実現にはコンピュータにより一元的・系統的にデータを蓄積、分析、加工するためのシステムの開発が不可欠であった。

そして諸外国のシステムを調査、研究した結果、諸外国ではこのような処理を行うシステムを、輸出入通関システムとは別個に置くことによって適正通関を確保していることが明らかになった。

以上のような経緯から、1991年（平成3年）10月 Sea・NACCS の稼働により輸入貨物の大半が電子情報化されることを契機に、コンピュータを

図1 NACCS 対象業務 (輸出)



利用したデータベースシステムとして、通関情報総合判定システム (Customs Intelligent Database System) が導入された。

システムの概要

CIS は、輸出入通関実績、船舶入出港実績等に

関する情報を蓄積し、整理保管することが可能なシステムである。当該システムの端末機を全国の税関官署に配備することにより、情報の分析・加工・管理体制を整備、強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを行っている。

第4. 事後調査事務の概要及び保稅行政の現状

1. 事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により事後調査部門がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大する一方、物流の迅速化が進む中、輸入通関の迅速化が強く要請され、適正通関を確保する上で、事後調査の役割は一層重要となってきた。

(1) 調査の目的

関税の申告納税制度は、適正かつ公平な課税の実現を申告納税義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものであるが、必ずしも申告が法令の

規定に従って正しく行われているとは限らない。

事後調査は、輸入貨物に係る納税申告が、関税法等関税に関する法令の規定に基づいて正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的としている。

(2) 調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入貨物について輸入者その他の関係者に質問し、又は輸入貨物に係る帳簿書類等の検査ができる旨規定されている。

なお、この質問検査権は、犯則調査のために認められたものではない。

表1 実地調査の状況

		平成13事務年度	対前年度比	平成12事務年度
実地調査を行った輸入者		5,056者	+ 6.8%	4,732者
非違のあった輸入者		2,822者	+ 6.9%	2,641者
非違の割合 /		55.8%	+ 0%	55.8%
申告漏れ課税価格		956億1,009万円	+ 45.8%	655億7,494万円
追徴税額	関税	21億4,509万円	+ 7.8%	19億8,922万円
	うち加算税	1億5,845万円	+ 6.4%	1億4,892万円
	消費税	51億8,111万円	+ 43.0%	36億2,287万円
	うち加算税	2億9,475万円	+ 16.9%	2億5,211万円
	計	73億2,620万円	+ 30.5%	56億1,209万円
	うち加算税	4億5,320万円	+ 13.0%	4億103万円

表2 追徴税額が多い上位5品目

順位	品目		追徴税額	税	
				関税	消費税
1	84類	機械類	12億8,902万円		12億8,902万円
2	85類	電気機器	8億3,820万円	961万円	8億2,860万円
3	62類	織物衣類	7億7,987万円	5億282万円	2億7,705万円
4	61類	編物衣類	4億8,610万円	3億2,732万円	1億5,878万円
5	42類	革製品等	4億1,144万円	2億5,742万円	1億5,403万円

(3) 調査の方法

事後調査は、輸入者の事業所等に臨場し、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等を調査する等により行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否、品目分類の適否及び不当廉売等に関する調査並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の4の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

(4) 平成13事務年度（平成13年7月～平成14年6月）の調査実績と非違の傾向

平成13事務年度において、全国の税関が調査した結果は表1のとおりであり、申告漏れ課税価格は956億円で、追徴税額は73億円であった（追徴税額には、加算税を含む）。

追徴税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表2のとおりであるが、これら5品目で全体の非違の55.4%（増差税額ベース）を占める。

主な申告漏れの内容は、海外生産のために無償で提供した原材料費用の申告漏れ、インボイス上の決済金額以外の貨物代金の申告漏れ、ロイヤルティの申告漏れなどとなっている。

2. 保稅行政の現状

(1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関税債権の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域制度、保稅運送制度等がある。

ア 保稅地域制度

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積み込みに当たっては、貨物を一旦、保稅地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は、原則として、更に関税、

国内消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、保稅地域には、輸出入貨物の取締りの適正を期するとともに、輸入貨物の関税等の徴収を確保する目的がある。

また、外国から日本に到着した貨物で税関の輸入許可を受ける前の貨物が保稅地域にある間は、関税等の納付が留保され、また、保稅地域の種類によっては外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく、再び外国に向けて積み戻すことや外国貨物のまま展示することができるなど、取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役立っている。

保稅地域には、機能別に指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び総合保稅地域の5種類がある。

イ 保稅運送制度

外国貨物は、開港、税関空港、保稅地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保稅運送といい、この運送には、税関長の承認が必要となっている。

保稅運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することを認めることによって、外国貿易、国内取引等の企業活動の円滑化に資するものである。

(2) 保稅関係手続の簡素化等

保稅地域制度においては、従来から、手続の簡素化を進めてきたところであるが、主なものとしては、平成5年9月16日の緊急経済対策の決定に基づき、保稅地域における蔵置空間の有効利用の促進等を図る観点から保稅地域制度を見直し、従来別々であった保稅上屋と保稅倉庫の許可を一本化して保稅蔵置場とするため、平成6年3月に関税法改正等所要の措置を講じた。また、輸入促進地域として関係省庁の同意を受けている地方公共団体の要望等を踏まえ、輸入の円滑化に資する観点から、平成8年3月及び9年3月には、総合保

税地域に関する許可要件の運用の弾力化を図った。さらに、保税地域において、税関の執務時間外における貨物の出し入れ又は取扱いを行う場合には、一定額の許可手数料を納付するとともに、税関長の許可を受けなければならないこととされていたが、平成9年4月より許可制を届出制とし（併せて許可手数料を廃止）、さらに平成13年4月より届出制を廃止した。

また、保税運送制度においては、貨物の的確な取締りを確保しつつ申請者の事務負担の軽減等を図る観点から、平成7年12月に関税法施行令の改正を行い、包括保税運送の承認期間を3カ月から1年に延長した。

(3) 保税地域の貨物管理体制

輸出入貨物量の増大、物流の迅速化、麻薬、けん銃等の社会悪物品の水際取締り強化に対する社

会的要請の増大等、環境が著しく変化しており、保税部門における貨物の即物的なチェックには限界があったため、税関長が貨物の管理の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないものとして指定した保税地域（保税展示場及び総合保税地域を除く。）については、当該保税地域の被許可者等（倉主等）による適正な貨物管理（自主管理制度）を前提に、倉主等との協力体制を構築し、保税地域の取締りの適正化等を図ってきた。

平成9年3月、当該自主管理制度が定着してきたことからすべての保税地域において搬出入届を廃止し、保税地域の被許可者等が帳簿を設け、外国貨物の搬出入等について記帳させることとした。

また、平成11年10月の海上システムの更改に伴い、保税地域における貨物管理がシステムを利用して行えるようになった。